

「フラット35」のローンの手続き、煩わしくないですか？

住宅金融支援機構の長期固定金利型住宅ローン
「フラット35」の手続きは、
新星不動産販売にお任せください!!



お忙しい皆さまに代わって、直接お施主様にご案内し手続きいたします。
皆さまが今まで「フラット35」の手続に追われていた時間を
営業活動の時間としてお使いいただけるようになります。

POINT1* お施主様のご要望に合わせて、平日の夜はもちろん、
土日祝日も対応できます。

POINT2* お施主様のご自宅にお伺いすることもできます!!

POINT3* つなぎ融資がご利用可能です!!

☆事前審査がスピーディです。

○事前審査に必要な書類は、すべてFAXで受付できます。

○審査結果は、原則、1～2営業日でご回答させていただきます。

※電話1本で、いつでもご案件相談ができます。お気軽にお電話ください。



【フラット35】



制度拡充予定のご案内

足下の景気状況に対応するため、政府は平成26年12月に「**地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策**」を策定し、その中で【フラット35】Sの金利引下げ幅の拡大や省エネ住宅に関するポイント制度の実施等の住宅市場活性化策を盛り込みました。

住宅金融支援機構では、緊急経済対策に掲げられた**住宅市場活性化の推進**とともに、**省エネルギー性に優れた住宅等、質の高い住宅の取得を支援**するため、以下の制度拡充を最大1年間実施する予定です*^{1・2}(平成26年度補正予算案成立後、機構がホームページでお知らせする日の資金受け取り分から適用)。

1 **質の高い住宅の取得を支援する【フラット35】S^{*3}の金利引下げ幅を年▲0.3%から年▲0.6%に拡大します。**



金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅	申込期限
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初10年間	【フラット35】のお借入金利から 年▲0.3% ⇒ 年▲0.6%	制度拡充の 開始日から 最大1年間 ^{*2}
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間		

2 【フラット35(買取型)】について、**融資率^{*4}が9割を超える場合^{*5}に融資率が9割以下の場合と比べて上乗せしている金利を引き下げます。**

※1 制度拡充の開始日及び終了日は、フラット35サイトでお知らせいたします。

※2 制度拡充は適用開始日から最大1年間実施する予定ですが、この制度拡充には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は制度拡充終了日を前倒しすることとなります。

※3 【フラット35】Sの適用の条件は、裏面をご覧ください。

※4 融資率とは、建設費・購入価額に対して、【フラット35】のお借入額の占める割合をいいます。

※5 融資率が9割を超える場合は、融資率が9割以下の場合と比較してご返済の確実性等をより慎重に審査します。

◆◇◆ 新星不動産販売でお手続きのメリット ◆◇◆

1. 融資手数料が低くなります

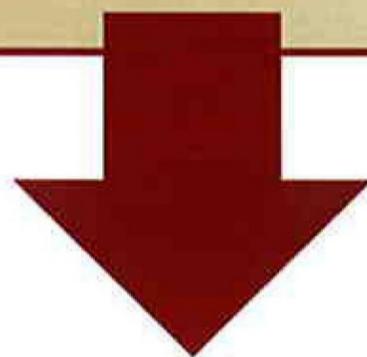
例) Aタイプ → 通常 2.0% + 消費税 → **1.9%** + 消費税

2. 提携事務手数料をお支払いすることができます

Aタイプのご利用に限ります（ご利用の際、別途【業務提携契約】を締結していただきます）

新築および中古物件
→ 融資金額の **0.50%** + 消費税

※中古物件はH26年12月1日以降のお申込受付からとなります



センチュリー21本部主催 !!

春&秋のフェア開催期間中は、さらに提携事務手数料

0.20% + 消費税 **up**